

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から7年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から7年12月まで

私の母が、平成7年10月頃に私と妻の国民年金の加入手続を行い、同年11月に夫婦二人分の未納期間の国民年金保険料として約100万円を一括して納付してくれた。しかしながら、妻の分のみが国民年金保険料を納付した記録となっており、私の申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、平成7年10月頃に申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行い、同年11月に未納期間の国民年金保険料二人分を一括して納付したと述べているところ、その妻は、国民年金手帳記号番号が同年9月19日に町（現在は、市）に払い出され、国民年金の加入手続が行われていること、及び同年11月24日に申立期間の国民年金保険料を納付していることが、町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により確認できるものの、申立人については、国民年金への加入及び国民年金保険料の納付に係る記録は確認できない。

また、申立人の基礎年金番号は、共済組合加入対象者に平成9年1月に付与されたものであり、7年11月に国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が必要であるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、保険料の納付等についての記憶が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年1月までの期間及び62年4月から平成元年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年1月まで
② 昭和62年4月から平成元年10月まで

私は、申立期間①の直前に会社を退職する際、国民年金についての説明を受け、退職直後の昭和60年4月頃に国民年金の加入手続をした。それからは、将来に備えて途切れないように保険料を納付してきたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その国民年金手帳記号番号の前後の資格取得者から判断して、平成3年11月以降に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、当該加入手続時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「国民年金の加入手続をした昭和60年4月当時は独身であり、年金手帳は1冊しか持っておらず、再交付してもらったことは無い。」と述べているところ、申立人が所持する年金手帳の氏名欄には婚姻後の姓が、同住所欄には婚姻時に居住していたとする住所地在記載されていることが確認でき、申立人の主張と異なっている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 757

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から61年3月まで

私は、昭和53年の春か夏頃に、母と一緒に市役所に行き、国民年金の加入手続をした。その際、市役所の職員から、国民年金保険料を遡って納付できると聞いたので、それまで未納になっていた全ての期間の保険料を納付したはずであり、その後は、金融機関で欠かさず納付した。また、私の父の54年から61年までの確定申告書には、私の国民年金保険料が社会保険料控除額として計上されているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年2月18日に市に払い出され、同市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、同年3月6日に国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、オンライン記録により、その3日後の同年同月9日に、申立期間直後の61年4月から62年3月までの国民年金保険料を一括して納付していることが確認できるところ、当該加入手続時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その父親の昭和54年から61年までの確定申告書の控えの写しを提出し、当該申告書の「社会保険料控除」欄に国民年金支払保険料として計上されている金額（保険料控除額）は、申立人の国民年金保険料額であると主張しているところ、当該期間のうち、54年から58年までの保険料控除額は、当時の国民年金保険料の12か月分（一人分）の金額と同額であることが確認でき、当該期間は、その父親の被扶養者であったとする申立人の母親が国民年金に任意加入していることを踏まえると、当該保険料控除額は、

その母親の国民年金保険料が計上されたものとするのが自然であるほか、59年から61年までの保険料控除額についても、その母親及び姉の国民年金保険料が計上されたものと推認でき、申立人の国民年金保険料が当該申告書に計上されていたものとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 5 日から同年 6 月 30 日まで
② 昭和 36 年 7 月 25 日から 38 年 3 月 1 日まで

申立期間①及び②については、私が昭和 38 年 10 月 31 日に脱退手当金を支給されているとのことであった。

しかし、私は、業務内容が自分に合わなかった申立期間②に係る A 社を退職後、すぐに再就職しようと考えていたので、脱退手当金を受け取らないし、そもそも厚生年金保険を脱退できることも知らなかった。

申立期間①及び②について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②における A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後 50 人のうち、申立人の資格喪失日である昭和 38 年 3 月 1 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性被保険者 10 人（申立人を除く。）の支給記録を確認したところ、その全員が受給している上、このうちの 9 人が各々の資格喪失日から 5 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人の脱退手当金については、その委任に基づく事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 6 日から 38 年 2 月 15 日まで
私が A 社に勤務していた申立期間について、昭和 38 年 6 月 28 日に脱退手当金を支給されているとのことであった。

しかし、私は同社を退職後すぐに結婚しており、また、私が当該事業所において脱退手当金を請求したことも、受け取った記憶も無い。

申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 6 月 28 日に支給決定されているとともに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前述の資格喪失日から約 10 年 6 か月後の昭和 48 年 8 月 6 日以降になって夫婦連番で払い出されている上、オンライン記録等により、申立人の 38 年 2 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料が未納となっていることが確認できることなどを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 16 日から 39 年 12 月 26 日まで
私がA社に勤務していた申立期間について、昭和 40 年 2 月 23 日に脱退手当金を支給されているとのことであった。

しかし、私は同社を退職後すぐに帰郷しており、また、脱退手当金について、当該事業所から説明を受けたことも無く、制度そのものを知らなかったため、請求するはずもない。

申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 2 月 23 日に支給決定されているとともに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」と見られる表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間の事業所に係る資格喪失日から約 8 年 9 か月後の昭和 48 年 9 月 19 日以降になって払い出されている上、本来ならば、前述の資格喪失日である 39 年 12 月 26 日から 47 年 7 月 3 日までの 91 か月間、及び申立人が次に加入している厚生年金保険の被保険者期間を挟み、同年 8 月 26 日から申立人の国民年金の資格取得日である 48 年 4 月 1 日までの 8 か月間は、国民年金の強制加入期間であるものの、オンライン記録等により、申立人はこれらの期間において国民年金に未加入となっていることが確認できることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
私がA社に勤務していた申立期間について、昭和 45 年 6 月 5 日に脱退手当金を支給されているとのことであった。

しかし、私は、結婚のため申立事業所を退職後、すぐに実家へ帰郷している上、脱退手当金はもとより、同社から退職金を受け取った記憶も無い。

申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月後の昭和 45 年 6 月 5 日に支給決定されているとともに、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 19 日から 37 年 6 月 20 日まで
私がA社に勤務していた申立期間について、昭和 37 年 9 月 26 日に脱退手当金を支給されているとのことであった。

しかし、私は、家庭の事情で同社を退職後、すぐに帰郷し実家で家事や農業を手伝っており、また、当該事業所から脱退手当金や退職金を受け取った記憶はもとより、請求した覚えも無い。

申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和37年9月26日に支給決定されているとともに、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後50人のうち、申立人の資格喪失日である昭和37年6月20日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性被保険者26人（申立人を除く。）の支給記録を確認したところ、半数を超える20人について受給済みとなっている上、このうちの14人が各々の資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人の脱退手当金については、その委任に基づく事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 1 日から 30 年 12 月 30 日まで

私は、A社及びB社における脱退手当金を昭和 36 年 10 月 4 日に支給されているとのことであった。

しかし、私は当時、この支給日の前に勤務していたB社を結婚準備のため退職後、しばらくして同社から脱退手当金をもらえとのことのお知らせが届いたので、私の義父が郵便局へ出向き、脱退手当金約 4,700 円を受け取っているものの、受け取った脱退手当金は当該事業所に係るものであり、一方の申立期間に当たるA社に係るものについては、脱退手当金を請求したことも、これを受け取った覚えも無い。

申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は昭和 36 年 10 月 4 日に、A社（申立期間に係るもの）及びB社で勤務していた二つの期間を合わせて、脱退手当金を支給されている旨の記録が確認できるところ、申立人は、支給日の前のB社に係る 21 か月分については脱退手当金を受給したが、一方のA社における申立期間 22 か月分については、これを受け取ったことがないと供述している。

しかしながら、申立人が脱退手当金を受け取ったとするB社に係る厚生年金保険の被保険者期間は、前述のとおり、21 か月間に過ぎず、この場合、脱退手当金の制度上の受給資格要件（2年以上の被保険者期間）を満たさないこととなるため、申立人が当該事業所に係る期間のみについて受給したとする主張は不合理である。

また、A社及びB社の両被保険者期間に係る脱退手当金のオンライン記録上の支給額は、申立人が支給当時に受給したとする金額とおおむね一致している。

さらに、申立人のA社に関する厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当

金の裁定庁に回答したことを示す「回答済 36.9.25」及び「回答済 36.9.2」の押印が確認でき、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、A社に係る被保険者期間について受給した記憶が無いという主張のほかに、申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 786 (事案 325 及び 421 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 6 日から 36 年 12 月 22 日まで

私が脱退手当金を受給したこととされている昭和 38 年当時は、職業紹介所からあっせんされた事業所に勤務していた時期であるが、当該事業所が厚生年金保険に加入していなかったことから、どうすればよいか聞くために、以前勤務していた申立事業所に手紙を出した記憶がある。その後、私の手紙に対する返事は無かったが、申立事業所から「何日以内に郵便局に行ってお金を受け取ってください。」という内容の書類が来て、郵便局で現金を受け取った記憶がある。私の年金記録では、脱退手当金を受給したこととされているが、申立事業所から送付されてきた書類には、脱退手当金の記載は無く、私は、当時、脱退手当金を受領する意思も無かったので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

前回までは、この申立てが認められなかったが、初回の申立てのときから主張しているように、私は、脱退手当金を請求した覚えは無く、前回までの決定に納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る事業所の被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の記載が確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)では、昭和 38 年 1 月 21 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できるほか、申立人の脱退手当金は、38 年 8 月 3 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人は、「昭和 38 年頃に、会社からの送金を郵便局で受け取った。」と述べており、申立内容の時期と脱退手当金の支給時期がおおむね一致していることなどを踏まえると、申立人が当時、郵便局で受け取った現金は脱退手当金であったものと推認されるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21

年 10 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、当時、脱退手当金を受領する意思が無かったと主張して再申立てを行ったが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、これら前回までの決定に納得がいかないとして、再々申立てを行っているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から 47 年 10 月 31 日まで

申立ての事業所は、私の夫が経営する会社であり、社会保険関係の事務は義父が担当していた。その義父は既に亡くなったが、私は、脱退手当金に関する説明を受けたことも、請求書類を書いたことも無い。また、私は、申立期間のほかにも厚生年金保険に加入しているのに、申立期間の分だけ脱退手当金を支給されたことになっているのはおかしいと思うので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和47年12月19日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある二つの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立期間とこれらの未請求期間は、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できることから、これらの被保険者期間が未請求となっていることに事務処理上の不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 18 日から 35 年 3 月 1 日まで
② 昭和 35 年 3 月 1 日から同年 5 月 26 日まで
③ 昭和 35 年 5 月 26 日から同年 7 月 21 日まで
④ 昭和 36 年 3 月 1 日から 38 年 12 月 31 日まで

私は、申立期間当時、県外で働いていたが、昭和 38 年 12 月に、会社に退職届を出すことなく無断で退職した。帰郷後に失業保険は受給したが、脱退手当金の説明は受けておらず、請求するはずが無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間④に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 39 年 6 月 10 日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間④に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後 50 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 12 月 31 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者 12 人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金が支給済みとなっている 6 人中 4 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることが確認できる上、当該事業所で社会保険事務を担当していたとする元同僚は、「昭和 35 年 4 月から 42 年 3 月までの期間においては、再就職の意思の無い退職者には、脱退手当金の説明及び代理請求事務を行っていた。」と述べていることを踏まえると、申立人の脱退手当金については、その委任に基づき事業主による代理請求がな

された可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。